

- 1 . 人が罪を犯す場合、
すなわち、証言しなければのろわれるという声を聞きながら
・ ・ 彼がそれを見ているとか、知っている証人であるのに ・ ・ ・、
そのことについて証言しないなら、その人は罪の咎を負わなければならない。
- 2 . あるいは、
人が、汚れた獣の死体でも、汚れた家畜の死体でも、汚れた群生するものの死体でも、
すべて汚れたものに触れるなら、それに彼が気づかなくても、彼は汚れた者となり、罪に定められる。
- 3 . あるいは人の汚れに触れる場合、触れた人は汚れる。
その人の汚れがどのようなものであっても、
そしてそれに彼が気づかなくても、
彼がそれを知ったときには、罪に定められる。
- 4 . あるいは人が口で軽々しく、
悪いことまたは良いことをしようと誓う場合、
その人が軽々しく誓ったことがどのようなことであっても、
そしてそれに気づかなくても、彼がそれを知ったときには、これらの一つについて罪に定められる。
- 5 . これらの一つについて罪に定められたときは、それを犯した罪を告白しなさい。
- 6 . 自分が犯した罪のために、罪過のためのいけにえとして、
羊の群れの子羊でも、やぎでも、雌一頭を、主のもとに連れて来て、罪のためのいけにえとしなさい。
祭司は
その人のために、その人の罪の贖いをしなさい。
- 7 . しかし、もし彼が羊を買う余裕がなければ
その犯した罪過のために、山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽を主のところを持って来なさい。
一羽は罪のためのいけにえとし、他の一羽は全焼のいけにえとする。
- 8 . 彼は、これらを祭司のところに持って行き、
祭司は罪のためのいけにえとなるものを、まずささげなさい。
彼はその頭の首のところをひねり裂きなさい。
それを切り離してはならない。
- 9 . それから
罪のためのいけにえの血を祭壇の側面に振りかけ、
血の残りはその祭壇の土台のところに絞り出さなさい。
これは罪のためのいけにえである。
- 10 . 祭司は次のものも、定めに従って、全焼のいけにえとしなければならない。
祭司は
その人のために、その人の犯した罪の贖いをしなさい。
その人は赦される。

11. もしその人が山鳩二羽あるいは家鳩のひな二羽さえも手に入れることができなければ、その犯した罪のためのささげ物として、十分の一エバの小麦粉を罪のためのいけにえとして持って来なさい。その人はその上に油を加えたり、その上に乳香を添えたりしてはならない。これは罪のためのいけにえであるから。
12. 彼はそれを祭司のところに持って行きなさい。祭司はそのひとつかみを記念の部分としてそれから取り出し、祭壇の上で、主への火によるささげ物といっしょにそれを焼いて煙にしなさい。これは罪のためのいけにえである。
13. 祭司は
その人のために、その人が犯したこれらの一つの罪の贖いをしなさい。
その人は赦される。
その残りは、穀物のささげ物と同じく、祭司のものとなる。」
14. ついで主はモーセに告げて仰せられた。
15. 「人が不実なことを行ない、あやまって主の聖なるものに対して罪を犯したときは、その罪過のために、羊の群れから傷のない雄羊一頭、聖所のシェケルで数シェケルの銀に当たるとあなたが評価したものを取って、罪過のためのいけにえとして主のもとに連れて来る。
16. 彼は、その聖なるものを犯した罪の償いをしななければならない。それにその五分の一を加えて、祭司にそれを渡さなければならない。祭司は、
罪過のためのいけにえの雄羊で、彼のために贖いをしななければならない。
その人は赦される。
17. また、もし人が罪を犯し、主がするなと命じたすべてのうち一つでも行なったときは、たとえそれを知らなくても、罪に定められ、その咎を負う。
18. その人は、羊の群れからあなたが評価した傷のない雄羊一頭を取って、罪過のためのいけにえとして祭司のところに連れて来る。祭司は、
彼があやまって犯し、しかも自分では知らないでいた過失について、彼のために贖いをする。
彼は赦される。
19. これは罪過のためのいけにえである。
彼は確かに主の前に罪に定められた。」

説教

レビ記 5 章 1-13 節には

「罪のためのいけにえ」を捧げなければならない具体的なケースについて教えられます。

それは、

証言すべき時にわざと証言をしなかった場合（1 節）、

動物の死体に触れた場合（2 節）、

汚れた人に触れた場合（3 節）、

口で誓ったことを破った場合（4 節）の四つです。

その場合、罪を犯した者は「罪のためのいけにえ」を捧げて、祭司は彼の罪を贖わなければなりませんでした。

人が罪を犯すと、その人自身が罪に汚れ、さらには「聖所」も罪に汚れてしまいます。

元来、

「聖い所」すなわち「神さまが所有しておられる所」であるはずの

「聖所」は、人が罪を犯す時に汚れてしまい神さまのもでなくなり、

つまり、神さまがもう御臨在なさらない、言わば神さまに見捨てられた所となってしまいます。

そうなる、人はもう神さまと交流することができなくなり、

神さまに見捨てられて、そのままでは永遠に神さまと隔絶して滅びます。

どんなに祈っても、聖書を読んでも、讃美しても、礼拝しても、

そのままでは永遠に神さまの臨在に触れることができなくなるのです。

「見よ。

主の御手が短くて救えないのではない。

その耳が遠くて、聞こえないのではない。

あなたがたの咎が、あなたがたと、あなたがたの神との仕切りとなり、

あなたがたの罪が御顔を隠させ、聞いてくださらないようにしたのだ。

実に、あなたがたの手は血で汚れ、指は咎で汚れ、

あなたがたのくちびるは偽りを語り、舌は不正をつぶやく。

正しい訴えをする者はなく、真実をもって弁護する者もなく、

むなしいことにたより、うそを言い、害毒をはらみ、悪意を産む。」（イザヤ 59:1-4）

そこで、

人の身代わりのいけにえの血を流し、

その血を、神さまの臨在があらわれる場所である

全焼のいけにえの祭壇の角、

香の祭壇の角、

至聖所と聖所の仕切りの幕に塗ることで、罪の清算と罪の贖いがなされ、

聖所は再び神さまの臨在をあらわす所となり、神さまとの交わりが回復するようになるのでした。

その際、すなわち罪を犯していけにえを捧げる際には「それを犯した罪を告白しなさい。」と命じられています。

続く 5 章 14 節からは「罪過のためのいけにえ~Vá'アーシャーム」について説明がなされます。

これは「侵害のささげ物」と言い換えてもよいもので、

「他人の権利、とりわけ所有権への侵害」に対する言わば「賠償金」を意味します。

例えば、

エリコ征服の際に聖絶を命じられた分捕り物を着服したアカンの罪を表現する場合に使われています（ヨシユア 7:1）。

当然神さまに捧げるべき礼拝を他の神々に捧げる偶像崇拝行為についても使われています（歴代誌第二 28:22, 29:6）。

人との関わりで用いられる場合には、例えば姦淫の罪の場合に用いられています（民数記 5:12,27）。

このように、

神や人の所有権を侵害した場合に支払うべき「賠償金」、それが「罪過のためのいけにえ~Vá'アーシャーム」です。

14-16 節には「人が不実なことを行い、あやまって主の聖なるものに対して罪を犯したとき」のことが教えられます。

「主の聖なるもの」(15)とは神さまに属する神さまのものを意味し、

「不実なことを行なう」[M'マアル]とは「不忠実、背く、だまし取る」ことを意味します。

つまり、

ここで言う

「人が不実なことを行い、あやまって主の聖なるものに対して罪を犯す」とは

「当然神さまに捧げるべき捧げ物をささげることなく、自分で食べる」ことを意味します。

例えば、

神さまに捧げるべき「聖なるささげ物」であるはずの

十分の一の献金を神さまに捧げない行為（マラキ 3:8-9）などがこれに当たります。

その際には、本来神さまに捧げるべきであった相当額の傷なき雄羊を捧げるのみならず、それに加えて、

十分の一の倍である「五分の一」を「罪過のいけにえ」すなわち「賠償金」として支払わねばなりません。

つまり、神さまは、

神さまに対する詐欺行為によってだまし取ること得るはずであった

不正の利得をその人からそのまま剥ぎ取るのみならず、

彼が惜しんだ十分の一の捧げ物の二倍に相当する額の「賠償金」を奪い取られるのでした。

この規定は 6 章 1-7 節に見る対人関係の損害賠償に於いても同様です。

これは注目すべきことだと思います。

つまり、私たちが罪を犯した場合、神さまはそれを黙って放っておくことはなさらず、罪の代償を求められるのです。

神と人を騙すことで利益を得たと思っても、実はその倍も、否、二倍も三倍もの代償を神さまは求められるのです。

だから、決して、神と人を騙して儲かるということはこの世にはあり得ないこととなります。

ある者はこの世の人世に於いて自分の犯した罪の二倍も三倍もの「代償」を支払わされることになるし、

この世ではうまくやり過ごすことができたと思っても、来るべき世に於いて永遠の「代償」を支払わされることもあるのです。

だから、「不実なこと」を働いて儲かる話などないのです。

私たちは、罪を犯せば、その刈り取りもしなければなりません。

痛い代償を、高い代償を支払わなければなりません。

ただ、この5章には、同時に、その人が祭司の働きによって罪が贖われ、赦されるということも教えられています。

「祭司は その人のために、その人の罪の贖いをしなさい。」と命じられます(6,10,13,16,18)。

「祭司は、その人のために、その人の犯した罪の贖いをしなさい。」 10

「祭司は その人のために、その人が犯したこれらの一つの罪の贖いをしなさい。」 13

「祭司は、罪過のためのいけにえの雄羊で、彼のために贖いをしなければならない。」 16

「祭司は、彼があやまって犯し、しかも自分では知らないでいた過失について、彼のために贖いをする。」 18

「rPKi」とは「覆う、拭き取る、身代金を払って身受けする」等の意味です。

この、罪を「贖う」主体は、祭司です。

つまり、祭司は罪を犯した人の身代わりになって罪の罰を背負い、

いけにえを捧げた人に「罪の贖い」と「罪の赦し」をもたらします(10,13,16,18)。

「その人は赦される。」 10

「その人は赦される。」 13

「その人は赦される。」 16

「彼は赦される。」 18

祭司がその人の身代わりに罪の罰を背負うことによってその人の罪を贖ってくれると言うのです。

そして、いけにえを捧げた人に「罪の赦し」をもたらします。

そうすると、その人は神さまとの関係を回復し、神さまとの交わりを回復します。

神さまに受け入れられます。

神さまの祝福にあずかるようになるのです。

そのように、彼が神さまに赦してもらえたのは、ただ祭司の働きによります。

祭司が彼の罪を贖ってくれたから、神さまに罪赦されたのです。

祭司が彼の罪を背負って、罪を贖ってくれたから、罪赦されました。

彼が罪贖われたのは、100%ただ祭司の故に、です。

しからば、どうして罪の「賠償金」を支払わなければならないのでしょうか。

「罪過のためのいけにえ」を、「罪の賠償金」を支払うよう神さまはお命じになるのでしょうか。

それは、一言で言えば、神さまの恵みを忘れないように、です。

私たちの罪は生けるまことの大祭司キリストが私たちの罪の罰を負ってくださったことにより、完全に贖われました。

そのことにより、私たちは罪赦されて、神さまに受け入れられました。

その恵みを忘れてはならない、

キリストが私たちの身代わりに十字架で苦しまれて私たちの罪を贖ってくださった、

そのキリストの苦しみ、犠牲、痛み、死を思い出すよう、

そして、その恵みに心から感謝して、罪を悔い改めて生活するよう、

神さまは、罪を犯した私たちも、犠牲を払うようお命じになるのです。

罪を犯す度に、
犠牲を払って、
いけにえを捧げて、
痛みを覚える中で、
キリストの十字架の犠牲によって罪贖われた事実を痛いほど実感するように、
神さまは罪の「賠償金」である「罪過のためのいけにえ」を捧げることをお命じなのです。

どんなに犠牲を払っても、イエスさまほど犠牲を払っている人はいません。
どんなに犠牲を強いられても、どんなに犠牲を払ったとしても、
それは「賠償」そのものではなく、むしろキリストが支払ってくれたまことの「賠償」を思い出す程度のものに過ぎない。

これまで全焼のいけにえ、穀物の捧げ物、和解のいけにえについて学んできました。
全焼のいけにえを捧げて、自分の身代わりに自分の手で殺したいけにえの効力の故に罪贖われたことを、
穀物のいけにえを捧げながら感謝し、
和解のいけにえを食べて罪赦されたことを目で見て、舌で味わって、この身に深く体験します。
そして、ここでは、単に普段の日常生活に於いてのみならず、自分が罪を犯す度にいけにえを捧げることが教えられます。
全焼のいけにえ、穀物のいけにえ、和解のいけにえを通して
十分に神さまの恵みを味わうことができましたが、
しかし、のみならず、特別な場合、すなわち私たちが罪を犯した場合にも
「罪のためのいけにえ」「罪過のためのいけにえ」を捧げて、罪を犯す度に神さまの恵みを思い出すよう命じられます。
この罪のためにもキリストは死んでくださった、
この罪をもキリストは背負って死んでくださった、
この自分が犯した罪、この罪の故に自分は神さまから忌み嫌われ、見捨てられて、滅びるばかりになっているが、
しかし、この自分の犯した罪をキリストは背負って十字架で死んでくださった、
それえはどんなに大きな愛であるか、
どんなに大きな憐れみであるか、
どんなに大きな犠牲であるのか、
それを思い出すよう、神さまは「罪過のいけにえ」を捧げるよう、ご自分のためにお命じになるのです。
自分の捧げる犠牲を通して、痛いほど実感するよう、そして罪を悔い改めて主に従って生きるよう導いておられます。

私たちも、このことを覚えて、
キリストの恵みに心から感謝して、神さまに捧げ物を捧げる者でありたいと心から願います。